

# 公益財団法人運動器の健康・日本協会

## 定 款

平成 23 年 2 月 24 日	制 定
平成 24 年 11 月 8 日	一部変更（評議員会議長選出変更）
平成 25 年 2 月 2 日	一部追加（顧問設置）
平成 27 年 12 月 12 日	一部追加(公益目的財産残額の算定及び公益認定の取り消し等に伴う贈与)
平成 28 年 3 月 28 日	公益財団法人認定による名称変更
平成 29 年 12 月 9 日	運動器の健康・日本協会と名称変更
平成 30 年 7 月 31 日	名称変更に伴う一部変更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人運動器の健康・日本協会と称する。英文では **Bone and Joint Japan** と表示する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、「運動器の健康 (Global Alliance for Musculoskeletal Health of the Bone and Joint Decade)」世界運動の基本理念と活動を承継し、運動器の健康づくりを通して、医学・医療、保健、教育、福祉及びスポーツの充実・発展・振興を図り、もって活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動器及び運動器の疾患・外傷・障害の予防に関する教育・啓発・普及活動とその推進
- (2) 運動器の疾患・外傷・障害に関する医学・医療の基礎的・臨床的・疫学的研究活動並びに予防法の研究活動とその推進
- (3) 運動器の健康づくりを通じた、国民の心身の健康増進及びQOL (Quality of Life) の向上のための教育・普及活動とその推進
- (4) 健全なスポーツの普及・振興活動並びにスポーツ外傷・事故の予防に関する普及・啓発、人材育成活動とその推進
- (5) 「運動器の健康」世界運動に関する、国内外の普及・啓発活動とその推進
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算等)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、別に定める役員等候補選出委員会規則に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてはその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各事業年度の総額が金30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに各評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって招集通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会開催の都度、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議等の省略)

第 20 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその評議員会で選任された議事録署名者 2 名以上が、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第 6 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
- 4 理事長のほか、必要に応じて 4 名以内の業務執行理事を置くことができる。
- 5 業務執行理事のうち 1 名を専務理事とする。
- 6 第 4 項の業務執行理事をもって法人法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。

(役員等の選任)

第 23 条 理事及び監事は、別に定める役員等候補選出委員会規則に従い、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。



4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各理事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族、その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。

3 専務理事及び業務執行理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

でとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、別に定める役員等候補選出委員会規則に従い、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員に対する報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問5名以内を置く。

- 2 顧問は、この法人の発展に関して功労のあった者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して重要な事項について、理事長及び理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うに要するための費用を支払うことができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故若しくは支障があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長のほか、専務理事が欠けたとき、又は理事長のほか、専務理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故若しくは支障があるときは、専務理事がこれに代わる。
- 3 理事長のほか、専務理事が欠けたとき、又は理事長のほか、専務理事に事故若しくは支障があるときは、出席した理事の互選によって議長を定める。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解 散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 会員及び会員連絡協議会

(会 員)

第 42 条 「運動器の健康」世界運動の理念を広く国民に周知し、心身の健康増進及び QOL (Quality of Life) の向上のため、この法人の事業運営を支援する団体又は個人を会員（以下「会員」という。）とすることができる。

(会員連絡協議会)

第 43 条 この法人の事業運営について、会員で組織する会員連絡協議会を設けることができる。

- 2 この法人は、会員に対し、会員連絡協議会を通じて「運動器の健康」世界運動の動向を伝え、国民の運動器の健康増進に関わる情報を伝達し、交換し、その普及、啓発を図る。
- 3 会員連絡協議会は、原則として毎事業年度 1 回開催するものとし、理事長又は専務理事が議長として議事進行を図る。
- 4 会員連絡協議会の運営に関して必要な事項は理事会の決議によって別に定める。
- 5 会員連絡協議会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約することができない。

## 第 11 章 委員会

(委員会)

第 44 条 この法人は、この法人の事業運営の円滑な遂行を図るために必要があるときは、理事会の決議によって、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。
- 3 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことができない。

## 第12章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議によって別に定める。

## 第13章 補 則

(規則等への委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は評議員会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は理事会が定めるものとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令で定めるところによる。

## 附 則

- 1 この定款は、平成28年3月28日から施行する。
- 2 平成29年12月9日 運動器の健康・日本協会と名称変更
- 3 平成30年7月31日 名称変更に伴い一部変更

別表 基本財産 (第5条関係)

財産種別	場所・数量・金額等
定期預金	金 500万円